

2017年2月28日

都内自治体 議会議長 殿

**2017年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」
への個人番号記載の中止を求める陳情書**

【陳情代表者】

東京保険医協会
会 長 鶴田 幸男

【陳情項目】

1. 2017年度からの「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないでください。
2. 地方自治法第99条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年総務省令第91号）第一条の第三号様式変更の撤回を求める旨の意見書を国に対して提出ください。

【陳情趣旨】

総務省自治税務局による行政通達、2015年10月2日付総税企第95号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び、2015年10月29日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」によれば、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「通知書」とする）に、2017年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載して送付するよう指示されています。しかしこの取り扱いには、以下のとおり重大な問題があります。

【陳情の理由等】

① 個人の人格的な権利利益を侵害し、憲法に違反する問題

今回の取扱いでは、従業員個人の意思で事業者個人番号を提供していない場合であっても、個人の意思に反して、事業者個人番号が通知されることとなります。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報に誰にどのように提供するか、或いは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報

報をみだりに第三者に提供することは、「個人の人格的な権利利益」を著しく侵害するものです。

② 特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法第6条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法第12条）としています。万一、個人番号等の情報漏えい等を行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第67条）などと定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。私たち診療所をはじめ開業保険医などにとって安全管理措置を講じるには事務・費用負担も大きく医業経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることとなります。

③ 自治体の情報漏えいリスクが高まり、コストも増える問題

通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりも更に深刻な事故となり、自治体が負うリスクが高まることとなります。また、通知書を簡易書留や特定記録郵便で送ることで郵便料が大幅に増大するとともに、受取までに日数を要し徴収事務に支障をきたす恐れがあります。東京都内でも、以上の影響を考慮して個人番号を記載しない、あるいは個人番号欄にアスタリスクを印字するという自治体がおよそ半数（東京保険医協会調べ）に及びます。こうした方法によれば、情報漏えいのトラブルを避けることができ、郵送コストも従来どおりで済むこととなります。

上記の問題点を踏まえ、市民や事業者の安全・安心を最優先に考慮のうえ、①通知書に個人番号の記載をしないこと、②地方自治法第99条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年総務省令第91号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出くださいますよう要望いたします。

以上